

令和 3 年第 10 回守山市農業委員会総会議事録

第 10 回守山市農業委員会総会を守山市役所東棟 3 階大会議室において招集する。

令和 3 年 10 月 8 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員指名

(3) 提出議案

議第 40 号～議第 44 号

議第 40 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第 41 号※ 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第 42 号※ 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取について

※一括議案とする

議第 43 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対
し、許可をすることについて

議第 44 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対
し、許可をすることについて

報告第 40 号～報告第 45 号

報告第 40 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届
出の報告について

報告第 41 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届
出の報告について

報告第 42 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告
について

報告第 43 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解
約通知について

報告第 44 号 農地変更届出について

報告第 45 号 諸証明書の交付状況について

2 出席委員は、次のとおりである。

1 北野 豊弘

2 川島 忠文

3 林 茂一

4	石田 達男	5	木村 伊太郎	6	寺田 久重
7	林 善治	8	下村 耕	9	戸田 守晃
10	山本 麻紀代	11	園田 耕三	12	寺田 英子
13	秋山 新治				

3 欠席委員は、0名です。

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	岩井 友宏
書記	主幹	西村 拓也
書記	指導員	井上 俊明
農政課	課長	水原 正純
農政課	主事	佐薙 由布紀

○局長

本総会は委員総数13名中13名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和3年第10回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上

げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議 長

それでは、令和 3 年第 10 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 2 件、その他案件 3 件、報告案件 6 件の合計 11 件でございます。

ご審議の程よろしくお願ひ致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●● 委員と●● ●● 委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

7 番 林 善治 委員

8 番 下村 耕 委員を指名いたします。

○議長 (第7条議題の宣言)

これより、議題に入ります。議第40号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第40号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長

ただいま議題となりました議第40号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 水原課長 (第9条議案の説明)

それでは、ただいま議題となりました議第40号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、本委員会の決定を求めるものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議第40号の提案理由の説明といたします。

○議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は原案のとおり計画の決定をすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計画の決定をすることに決しました。

○議長 (第7条議題の宣言)

次の議題に入りますが、議第41号と議第42号は関連しておりますので一括審議といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 41 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定をすることについて、および、議第 42 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取について

以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局

ただいま議題となりました議第 41 号および議第 42 号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 水原課長 (第 9 条議案の説明)

議第 41 号は農地中間管理事業における農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定をすることについて、および議第 42 号は農用地利用配分計画（案）について意見聴取をいただくものであります。本年度 1 回目の受付分でございます。

まず、議第 41 号の「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画」です。この計画案は、一旦滋賀県農地中間管理機構である滋賀県農林漁業担い手育成基金に貸し付けられるものです。

1番・・・・・。

【議案書にもとづいて、概要を説明】

つづいて、議第 42 号の「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画」です。

農地中間管理事業の関する法律に基づき、農地中間管理機構である滋賀県農林漁業担い手育成基金が作成されました配分計画になります。こちらは、農地中間管理機構が農地を借り受けて、農地利用最適化推進委員が出席されているマッチング会議の結果、それぞれの地域の担い手の方に貸付ける内容でございます。

1番・・・・・。

【議案書にもとづいて、概要を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 41 号および議第 42 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、まず議第 41 号の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定をすることについての質疑でございますが、関連もございますので、議第 42 号の農地中

間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取についても合わせまして、質疑、意見を伺います。

質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

配分計画の9番の借り受け人は大規模農家であると思うのですが、「認定農家」ではないのでしょうか。市外の方なので表示されていないのでしょうか。

○農政課 佐薙主事

認定農家でございます。訂正をお願いします。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

○○○○○○○が借り受ける農地は、「必然の暗黙の了解」などで貸し付けされたのでしょうか。

○農政課 佐薙主事

この農地の近くで耕作されているのが○○○○○○○であり、引き受け手がなかったから受けられたものではありません。

また、申し出があった農地で今回3件がまとまりました。内1件は継続審議となりました。残りの2件は農業機械の進入路が狭隘なことから「貸し付けができない。」

と所有者に通知された案件がありました。

○議長

他に、質疑はありますか。

○●番 ●● 委員

議第 41 号の 12 番において、賃借料が低いと思われる案件があるのですが、他の人が受けられなかつたから低くなつたのでしょうか。

○ 農政課 佐薙主事

○議長

他に、質疑はありますか。

○議長

マッチング会議において、何か意見がありましたか。

○ 農政課 佐薙主事

マッチング会議では、推進委員の方から「集約化を進めるべきでないか。」「機構に預けるだけでなく担い手が団地化するが望ましい。」と意見がありましたが、所有者の意向もあり進めております。今後、「担い手が農地の交換を進めて団地化できれば良い。」との意見がありました。

○議長

他に、質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」と叫ぶ者有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。

まず、議第41号の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画は、原案のとおり計画の決定をすることにご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。本件は、原案のとおり計画の決定をすることに決しました。

○議長

続いて議第42号の農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取について「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。本件の配分計画について、「意見なし」とすることに決しました。

○議長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議長 (第7条議題の宣言)

次に、議第43号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第43号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第43号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は4ページ、位置図は2ページからとなります。

こちらは、農地の今までの権利移動を行うことについての許可案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、3件でございます。

1番の案件です。（位置図 P 2）

○○町 ○○ ○○○○番 201 平方メートル、自作の畠です。譲渡人は、守山市○○町○○○番地 ○○ ○○ さん ○○歳で、譲受人は○○町○○○○番地 ○○ ○○ さん ○○歳です。契約内容は売買、事由は事由欄に記載のとおり。譲受人の経営面積は、52.3 アール、通作距離は自宅のすぐ隣ということで 0 キロメートルです。

2番の案件です。（位置図 P 3）

○○町 ○○○ ○○○○番 381 平方メートル、自作の田です。譲渡人は、守山市○○町○○○○番地 ○○ ○○ さん ○○歳で、譲受人は、○○町○○○○番地 ○○ ○○ さん ○○歳です。契約内容は売買、事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の経営面積は、73.7 アール、通作距離は 0.7 キロメートルです。

なお、こちらの件につきましては、今年 6 月の定例総会で、○○ ○○さんのお父さん、○○ ○○ さんの名前で許可済ですが、この 8 月に亡くなられたとのことで、今般、改めて申請されたものです。

3番の案件です。（位置図 P 4、5）

○○町 ○○○ ○○○番 310 平方メートルの畠、お

より、○○町 ○○○ ○○○○番○ 1,272 平方メートルの田の 2 筆でともに自作地です。譲渡人は、大津市○○○丁目○○番○-○○○号 ○○ ○○ さん ○○歳で、譲受人は○○町○○○番地 ○○ ○○ さん ○○歳です。契約内容は売買、事由は事由欄に記載のとおりです。

譲受人の経営面積は、165.2 アール、通作距離は 0 キロメートルと 0.7 キロメートルです。

以上の件につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。また、第 2 号の法人要件（農地所有適格法人以外の法人は農地取得できない）については、個人であるため適用ありません。

第 3 号の信託要件についても該当せず、第 4 号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第 5 号の下限面積（50 アール）についても、面積要件を満たしているため該当しません。このことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第 43 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

問題はありません。

○議 長

続いて、2番の案件は●● ●●の担当ですので、報告いたします。

○●番 ●● ●●委員

2番は、6月の総会において「許可相当である。」とご審議いただいた案件ですが、譲り渡し人が急に亡くなられたため、改めて申請されたものです。前回の6月の総会時と何ら変わっておりませんので、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、3番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

この農地は、以前から譲り受け人が耕作されておりまして、この度相続を受けられた相続人の方が「耕作できない。」との申し出により話がまとまったものです。今まで通りの耕作ですので、何ら問題はありません。

よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議長 (第7条議題の宣言)

次に、議第44号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第44号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第44号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は5ページ、位置図は7、8ページです。

これは、転用を目的とする権利の設定・移転の案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は1件でございます。

○○町 ○○○ ○○番 1,203 平方メートルの内 495 平方メートルで、自作の田です。貸人は守山市○町○○○番地 ○○ ○○ さん ○○歳で、借人は大津市○○○○丁目○番○○号 株式会社○○○○○○○○○○○○ 代表取締役 ○○ ○○ さんです。契約内容は賃貸借、事由は資材置場です。備考欄および図面8ページに記載のとおり、昨年8月の定例総会にて 465 平方メートルの資材置場が転用許可済で、今回の申請につきましては規模拡大ということで、その並びの位置になりますが、一部土砂を搬入してしまっている部分があり、無断転用の是正案件です。顛末書を提出していただいており、また、隣の農地に影響が出ないようにと指示しております。

立地基準の判断については、第1種農地であります、

既存施設の拡張で拡張部分が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものにあっては、例外的に許可と認められますことから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第44号の提案理由の説明といたします。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員である●●●委員から、確認状況の報告をいただきます。

○●番 ●● ●●委員

局長の説明のとおりであります。隣接地の農地に対する影響は無いものと考えます。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●●● ●●委員、●● ●●委員）。

○●番 ●● ●●委員

何か転用のテクニックを駆使した案件と感じました。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

本社の○○○に資材置場はあるのですか。

○事務局

本社の所在地には資材置場はありません。

○議 長

他に質疑はありませんか。

○議 長

この農地は「第1種農地」になっていますので、事務局には厳格に取り扱っていただくようにお願いします。

○議 長

他に質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 40 号から報告第 45 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告第 40 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

2 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 41 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

7 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 42 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

10 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 43 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

6件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第44号 農地変更届出について

1件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第45号 諸証明書の交付状況について

1件の交付です。内容については記載のとおりです。

以上です。

○議長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後2時55分)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成した。

令和3年10月20日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第18条の規定により下記に署名する。

7番 林 善治

8番 下村 耕